

火災防止にご協力ください



この時期は空気の乾燥に加え、枯れ葉、枯れ草が多いことから野火・林野火災が特に発生しやすい時期となります。

火災発生の防止に特段のご協力をお願いします。

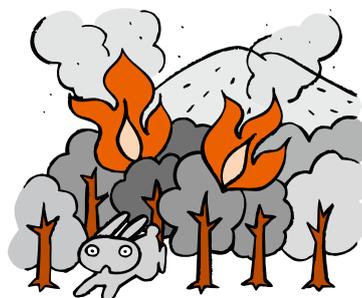
林野火災注意報・林野火災警報について

令和8年1月から、林野火災多発期間中(1月から5月)に、火災が発生しやすい気象条件となった場合、林野火災注意報や林野火災警報を発令しています。

林野火災警報発令中の「火気の使用制限」

林野火災警報が発令中、発令区域内では、屋外での火気の使用が制限されます。

- ① 山林、林野等での火入れをしない
- ② 煙火(花火)を消費しない
- ③ 屋外で、火遊びやたき火をしない
- ④ 可燃物の付近で喫煙をしない
- ⑤ 山林、林野等の場所で喫煙をしない
- ⑥ 残火、取り灰、火の粉を始末する



- ・林野火災警報の発令中、火気の使用制限に違反した者は、**30万円以下の罰金または拘留**に処される場合があります。
- ・「尊い生命・貴重な財産」を火災から守るため、火気取り扱いには、十分注意しましょう。



【ホームページ URL】
<http://www.sukagawa119.jp>



須賀川地方広域消防組合
イメージキャラクター
「マモタン」

国保だより

このような時は14日以内に届け出を!!

～国民健康保険に加入するとき・やめるとき～

届け出が遅れてしまうと、医療費が全額自己負担になってしまう場合や、職場の社会保険料と国民健康保険税の両方を支払うことになってしまいます。

○国保に加入するとき

- (例)・転入してきたとき(以前から国保だった場合)
・会社を退職したとき、被扶養者から外れたとき など

○国保をやめるとき

- (例)・転出するとき
・会社に就職したとき、被扶養者になったとき など

○その他

- (例)・住所が変わったとき
・世帯主や氏名が変わったとき など

※会社を退職した際は、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)、就職した際は、国保と職場両方の資格確認書又は資格情報のお知らせが必要となります。
また、本人確認のできる免許証やマイナンバーカードをご持参ください。



住民課 国保係 ☎55-3112

年金だより

ねんきんネットを活用して国民年金保険料が納付できます!!

国民年金保険料の納付書がお手元になくても、ねんきんネットを活用して納付(納付書によらない納付)ができるようになりました。

● 納付書によらない納付とは

ねんきんネットの画面上で納付したい保険料を選択し、インターネットバンキング等を利用してpay-easy(インターネットバンキングやATMなどで、税金や公的料金などの各種料金を電子的に支払うことが出来る決済サービス)により納付する仕組みです。

● 納付可能な保険料

前月分以前の国民年金保険料と追納の申込が承認された期間の国民年金保険料が納付できます。
※複数の月をまとめて納付することはできません。(1カ月分ずつ納付できます。)
※免除または納付猶予、学生納付特例等が承認されている期間の保険料を追納することはできません。

● ねんきんネットの利用登録方法

「納付書によらない納付」を利用するためには、ねんきんネットの利用登録が必要です。
「マイナンバーカードを利用する方法」と「ユーザー ID・パスワードを利用する方法」のどちらかでねんきんネットにログインします。

手続き及び申請方法はここから	ねんきんネット QRコード	マイナポータル QRコード
ねんきんネット 検索	➡	マイナポータル 検索
https://www.nenkin.go.jp/n_net/		https://myna.go.jp

ねんきんネットの 便利なサービス

ご自分の年金記録の確認や、将来の年金見込額の試算、各種通知書の確認・ダウンロードができます。ほかにも様々な機能がありますので、ぜひご活用ください。

※ご不明な点は、平田村役場又は年金事務所にご相談ください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434